

■第76期司法修習生を対象とした選択型実務修習を実施しました

法務総合研究所国際協力部では、令和5年8月28日から同年9月1日までの5日間、第76期司法修習生8名を受け入れ、選択型実務修習を実施しました。

選択型実務修習とは、全国の裁判所、検察庁及び弁護士会で行われる分野別実務修習を終えた司法修習生を対象に、分野別実務修習の課程では体験できない領域における実務修習を行うことなどを目的として実施されるものです。当部では、昨年度に引き続き、その「全国型プログラム」の一つとして、法制度整備支援について体系的に学ぶことができるプログラムを企画し、全国各地から集まった8名の司法修習生に対し、東京都昭島市にある国際法務総合センターや法務省等において、対面での研修を実施しました。

本修習のプログラムでは、法制度整備支援の基本的理解を深めるための講義や、長期派遣専門家として海外で法制度整備支援に携わった経験等を有する法曹三者との座談会、現在、法制度整備支援の第一線で活躍している長期派遣専門家へのインタビューなどを行いました。一連の講義や座談会等の中で、司法修習生からは、「法制度整備支援に携わるために、今後どのように活動したらよいか」「どのような勉強をしておくべきか」「法曹としてのキャリアをある程度積んでから、法制度整備支援に関わることはできるのか」など、様々な質問が寄せられました。



【長期派遣専門家経験者等との座談会の様子】

また、本修習のプログラムでは、当部の業務を実際に体験してもらうため、5日間を通じ、現在カンボジアで進行中のJICAの法整備制度支援プロジェクト（「法・司法分野人材育成プロジェクト」）を題材に、同国の司法関係者等を日本に招いて行う研修（本邦研修）を企画するというグループワークも行いました。司法修習生は、当部の教官からカンボジアのプロジェクトについて説明を受けたり、現地で同プロジェクトに携わっている長期派遣専門家にオンラインでインタビューを行うなどした上で、2グループに分かれ、研修案を作成しました。



【カンボジアプロジェクトに関するインタビューの様子】



【グループワークの様子】

本修習終了後、参加した司法修習生からは、「短い期間だったが、法整備制度支援について理解を深めることができた。」「将来、法制度整備支援に関わりたいという思いを強くした。」といった感想が寄せられました。今後も、将来の法制度整備支援を担う人材に対し、法制度整備支援の魅力伝える活動を積極的に実施していきたいと思っております。

